

# 虐待防止・身体拘束 適正化のための指針

一般社団法人 青葉の杜

令和 5 年 3 月

## 利用者虐待防止・身体拘束適正化のための指針

### I 目的

この指針は、障害者虐待防止法、児童虐待防止法（以下「障害者虐待防止法等」という。）の趣旨を踏まえ、青葉の杜全体で利用者の人権擁護、虐待防止に取り組むために示すものである。

### II 虐待の防止・身体拘束の適正化委員会の設置

虐待防止に努める観点から、「虐待の防止・身体拘束の適正化委員会」（以下「委員会」という。）を組成します。なお、本委員会は各エリアマネージャー管轄で担当者を定め、その中より統括責任者を任命し、虐待の防止・身体拘束に関する措置を適切に実施することとする。

◇ 委員会は、必要な都度担当者が招集します。（必要時 3 ヶ月に 1 回程度、年 2 回以上）

委員会の構成は、アドバイザー（エリアマネージャー）、委員長、副委員長、委員会各担当者とする。

◇ 委員会の議題は、次のような内容について協議するものとします。

①虐待の防止・身体拘束の適正化の指針及び対応マニュアルの整備に関すること

②虐待防止のための職員研修の内容に関すること

③虐待等について、職員が相談・報告できる体制設備に関すること

④職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

⑤虐待等が発生した場合、その発生原因等分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

⑥再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

◇ 委員会は、虐待防止職員セルフチェックリスト（年 2 回実施）・虐待の防止・身体拘束の適正化早期発見報告書（虐待発見時・相談時実施）を使用し、虐待の早期発見に努める。

### III 利用者虐待の防止体制

#### 1 虐待防止責任者の設置

エリアマネージャー管轄より選出された役員は、虐待防止責任者となり、虐待の未然防止に率先して取り組む。

また、委員長は、施設利用者の人権を擁護する高い意識を持ち、風通しの良い開かれた施設運営のために職員とともに取り組む。

#### 2 虐待防止委員の配置

エリアマネージャー管轄に虐待防止委員を配置する。

虐待防止委員には、現場における虐待防止のリーダーとして、児童発達支援管理責任者、主幹、主任とともに連携して取り組む。

虐待防止委員には、職員一人一人に対して、虐待防止という意識付けを図るとともに、虐待防止チェックリストから抽出された課題に沿った研修を行うなど虐待防止に取り組む。

また、ヒヤリハット報告や事故報告については、確実な現場検証を行い、事故等の再発防止に取り組む。

### 3 虐待防止・身体拘束の適正化委員会の設置

施設利用者の人権を擁護し、施設内の虐待防止を図るため、エリアマネージャー管轄に虐待の防止・身体拘束防止委員会を設置し、委員会は、委員長、副委員長、アドバイザー（エリアマネージャー）、委員（一般職員）から構成する。また必要に応じて行政機関と連携を図っていく。

### 4 虐待防止・身体拘束の適正化委員会の役割と研修について

虐待防止・身体拘束の適正化委員会は原則として年4回以上開催し、虐待防止委員会で取り組んだ内容を報告するとともに、下記の取り組みを行っている。

#### ① 虐待防止のための体制づくり

虐待防止の研修、マニュアルの周知や虐待防止チェックリストの作成を行う。

#### ② 虐待防止職員セルフチェックリストとモニタリング

次の報告を受けて、どのような対策を講じるか協議する。

- ・虐待防止職員セルフチェックリストにより各職員が自己点検した結果や現場で抱えている課題の報告。
- ・利用者や家族からの苦情相談や職員のストレスマネジメントの状況についての報告。

#### ③ 利用者一人ひとりの特徴を日々の状況から十分に理解し、身体拘束を誘発するリスクを分析し、そのリスクを除くための対策を検討する。

#### ④ 身体拘束の必要性について検討を行い、身体拘束の要否を判断するとともに、解消に向けて検討していく。

#### ⑤ 虐待（不適切な対応事案）発生後の検証と再発防止の検討。

虐待やその疑いが生じた場合、行政の事実確認を踏まえて、施設としても事案を検証の上、再発防止策を検討し実行に移すものとする。

※人権意識、専門的知識や支援技術の向上を図るため、下記の人材育成の研修を各事業所において計画的に実施する。

#### ① 管理職を含めた職員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高める研修

障害者虐待防止法関係法令の理解、過去の虐待事件の事例等を内容とする研修を行う。

#### ② 職員のメンタルヘルスのための研修

職員が職場の中で過度のストレスを抱えていたり、他の職員から孤立していることも虐待が起きやすくなる要因となるため、職員のメンタルヘルスのための外部研修を行う。

#### ③ 専門的知識や支援技術の向上を図る研修

虐待の多くが、知的障がい・自閉症等の障がい特性に対する技術不足の結果起きていることを踏まえ、利用者一人ひとりの特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修を行う。

④ 身体拘束の適正化に向けた研修

身体拘束の適正化と人権を尊重した支援の励行を図り、身体拘束の適正化及び改善のための研修を行う。

⑤ 事例検討

個別支援計画の内容を充実強化するとともに、利用者一人ひとりの特徴を日々の状況から十分に理解し、身体拘束を誘発するリスクの分析及び対策を検討するための事例研修を行う。

#### IV 虐待の種類

虐待は、各事業所に従事する職員が利用者に対して次に掲げる行為を行った場合をいう。

（※ 障害者虐待防止法等による定義）

| 区分     | 内容                                                                                                               |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①身体的虐待 | 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。                                                            |
| ②性的虐待  | 利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。                                                                           |
| ③心理的虐待 | 利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。                                                     |
| ④放棄・放置 | 利用者を衰弱させるような（児童にあっては、心身の正常な発達を妨げるような）著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による身体的虐待・性的虐待・心理的虐待と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 |
| ⑤経済的虐待 | 利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。                                                                          |

## V 虐待が疑われる事案等があった場合の対応

### 1 虐待が疑われる事案等発見時の通報

- ① 虐待の防止・身体拘束の適正化早期発見報告書にて報告
- ② 顧問弁護士への直接通報
- ③ 緊急を要するものについては、本社へ直接通報

### 2 通報者の保護

虐待が疑われる事案等を発見し通報した職員は、通報を理由として不利益な取扱いを受けることはないものとする。

### 3 市町村及び各県による事実確認への協力

利用者虐待の通報により、市町村及び各県による調査があった場合は、提出を求められた書類を速やかに提出するなど事実確認に協力し、聞き取り調査には誠実な対応をする。

### 4 虐待を受けた利用者や家族への対応

虐待を受けた利用者の安全確保を最優先とし、虐待行為が疑われる職員については事実関係が明らかになるまでの間、自宅勤務を命ずるなど利用者が安心できる環境づくりに務める。

また、虐待事案に関する事実確認をしっかり行った上で、虐待を受けた利用者やその家族に対して状況を説明するとともに、謝罪を含めた誠意のある対応をする。

【 山形地域 】

| 連絡先                                                                                       | 電話番号                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| <p>山形県障がい者権利擁護センター</p> <p>※なお、障がい者の虐待に関する通報や届け出、ご相談は、お住いの市町村(障害者虐待防止センター)窓口までお寄せください。</p> | <p>TEL：023-630-2148</p> <p>FAX：023-630-2111</p> |
| その他：担当相談支援員、多職種関係機関など                                                                     |                                                 |

【 青森地域 】

| 連絡先                                | 電話番号         |
|------------------------------------|--------------|
| 青森県三八地域県民局 地域健康福祉部こども相談総室(八戸児童相談所) | 0178-27-2271 |
| 子ども虐待ホットライン                        | 0178-74-6552 |
| 八戸市庁 子ども未来課 子ども家庭相談室               | 0178-43-9094 |
| その他：担当相談支援員、多職種関係機関など              |              |

【 岩手地域 】

| 連絡先                                                                            | 電話番号                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| <p>岩手県一関児童相談所</p> <p>※なお、当所は、大船渡市、陸前高田市、奥州市、一関市、金ケ崎町、平泉町及び住田町の7市町を所管しています。</p> | <p>TEL：0191-21-0560</p> <p>FAX：0191-21-0561</p> |
| その他：担当相談支援員、多職種関係機関など                                                          |                                                 |

## VI 原因の分析と再発防止の取り組み

### 1 調査と原因分析の徹底

職員による虐待が明らかになった場合は、児童発達支援管理責任者等は虐待を行った職員に対してなぜ虐待を起こしたのか、その背景や経過について十分な聞き取りを行い、原因を分析する。また、虐待を行った職員だけでなく、同僚職員や上司からも日常の業務を含めた行動や意識等を一人ひとり聞き取りした上で分析する。

こうした分析により、事業所の体制面の課題や支援のあり方など運営面の課題を明らかにし、再発防止のための抜本的な対策を講ずる。

## 2 虐待した職員等への処分

虐待を行った職員や事業所等の責任を明らかにし、関係職員に対しては就業規則等に基づき厳正な処分を行う。